

緑の風 FAX版



NO. 43 2020年11月24日 JR東労組

JR 東労組ホームページ

指令23号を発出！

— JR東労組高崎地本における紛失が判明した通帳類の返還請求及び
JR東労組高崎地本会計からの支出についてに関する中央執行委員会決定—

中央本部は持ち回り執行委員会（2020.11.24）を開催し、以下のよう
に決定したので指令する。

2020年11月24日、中央本部が、JR東労組高崎地
本事務所を調査したところ、JR東労組高崎地本の通帳6冊
（1億円以上）ならびに銀行印が紛失していることが判明
し、中央本部は制裁申請中の高崎地本執行部全員に返還請求
を行った。返還請求に応じない場合は、組織運営に重大な支
障が発生していることから、直ちに法的手段を講じる。

指令第15号以降、JR東労組高崎地本の組織運営は中央
本部が行っている。従って、指令第15号を発出した202
0年10月21日以降、本部派遣の許可を除き、JR東労組
高崎地本の会計からの支出は認めない。指令第15号発出以
降、JR東労組高崎地本の会計から支出があった場合につい
ては、会計規則第25条に基づき全て弁償の責任を科す。



**直ちに返還請求に応じ
てください！本部派遣の
許可のない高崎地本から
の会計支出は認められません！**

